

承認第 1 号

専決処分事項の承認について

平成 29 年度橋本市一般会計補正予算(第 8 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成 30 年 2 月 13 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

平成 29 年度橋本市一般会計補正予算(第 8 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

平成 30 年 1 月 9 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

平成 29 年度 橋本市一般会計補正予算（第 8 号）

平成 29 年度橋本市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 749,580 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26,479,705 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 30 年 1 月 9 日 専決

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		8,004,722	3,469	8,008,191
	1 地方交付税	8,004,722	3,469	8,008,191
12 分担金及び負担金		303,847	10,351	314,198
	1 分担金	17,483	10,351	27,834
14 国庫支出金		2,709,083	427,461	3,136,544
	1 国庫負担金	2,338,007	427,461	2,765,468
15 県支出金		1,825,697	39,799	1,865,496
	2 県補助金	613,451	39,799	653,250
21 市債		1,835,800	268,500	2,104,300
	1 市債	1,835,800	268,500	2,104,300
歳入合計		25,730,125	749,580	26,479,705

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 災害復旧費		185,521	749,580	935,101
	1 農林水産施設災害復旧費	46,067	66,260	112,327
	2 公共土木施設災害復旧費	120,101	526,979	647,080
	3 公共都市施設災害復旧費	9,604	111,000	120,604
	4 文教施設災害復旧費	5,385	45,341	50,726
歳 出 合 計		25,730,125	749,580	26,479,705

第2表 債務負担行為補正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
排 水 ポ ン プ 車 購 入 事 業	平成29年度～平成30年度	53,600千円

第3表 地方債補正
(変 更)

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
現 年 災 害 復 旧 事 業 債	千円 117,900	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方 式で借り入れる公的資 金について、利率の見 直しを行った後におい ては、当該見直し後の 利率。	借入先の融通条件によ る。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び償 還期限を短縮もしくは 繰上償還又は低利に借 換えることができる。

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
千円 386,400	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式 で借り入れる公的資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期限を 短縮もしくは繰上償還又は 低利に借換えることができ る。